

国民健康保険税・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険税（料）が減免となります。

【保険税（料）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税（料）を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(*)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税（料）の一部を減額**

※保険税（料）が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（共通要件）
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること（国保税のみ要件）
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること（共通要件）

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。（裏面参照）

- **保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です。**

◎国民健康保険税

<u>減免対象の保険税（料）額（A×B/C）</u>	<u>合計所得金額に応じた減免割合（D）</u>
A:世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額	300万円以下の場合 : 全額(10分の10)
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	400万円以下の場合 : 10分の8
C: <u>主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員</u> の前年の合計所得金額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
	1,000万円以下の場合 : 10分の2

◎介護保険料

<u>減免対象の保険税（料）額（A×B/C）</u>	<u>合計所得金額に応じた減免割合（D）</u>
A:被保険者個人について算定した保険料（税）額	200万円以下の場合 : 全額(10分の10)
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	200万円超 の場合 : 10分の8
C: <u>主たる生計維持者</u> の前年の合計所得金額	

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税（料）の全部を免除。（共通事項）

【申請に必要な書類】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

ア. 減免申請書（役場窓口にあります。）

イ. 新型コロナウイルス感染症のり患を証明する書類（医師の診断書等）
※診断書の作成費用は自己負担となります。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

ア. 減免申請書（役場窓口にあります。）

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が10分の3以上減少したことを証明する書類
・令和元年中の収入が確認できるもの：確定申告書（控）、源泉徴収票
・令和2年1月以降の収入が確認できるもの：売上台帳、給与明細書
など

ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等の廃止や失業をしたことを証明する書類
・離職証明書
・営業廃止届、事業所廃止届の写しなど。

エ. その他、必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※1 対象となる保険税（料）は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する保険税（料）です。

※2 申請期限は、令和3年3月31日までです。

◎減免対象とならなかった場合には、徴収猶予の特例に該当する場合がありますのでお問い合わせください。

【徴収猶予の特例とは】

・各期別の納期限を最大1年間延長することができる制度です。なお、保険税（料）免除や税額が減額となるわけではありませんので、必ず納付していただく必要があります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは下記の窓口までお問い合わせ下さい。

【国民健康保険税に関すること】

知内町役場税務会計課税務係
（内線31・37・44）

【介護保険料に関すること】

知内町役場生活福祉課保険係
（内線27・28・29）

代表電話：01392-5-6161